

令和 6 年度 介護職員等特定処遇改善加算金の配分について

職員の皆様、日々の業務、本当にご苦労様でございます。

介護職員等処遇改善加算金の配分についてお知らせいたします。

* 特定処遇加算は令和 6 年 6 月に処遇改善加算が 1 本化されたことにより廃止されているため、令和 6 年度は旧特定処遇改善加算相当の見込み額を分配しております。

介護職員等処遇改善加算は、「経験・技能のある介護職員」に厚く配分することを目的として支給される加算であり、当法人でも厚生労働省が示す支給のルールに基づき、以下の条件に従い、3 月 25 日に一時金として支給いたします。

該当条件：① 令和 7 年 3 月 31 日時点での経験年数を基準とする

② 令和 7 年 4 月 1 日以降も在籍の方

* 雇用保険非加入者は支給対象外とする

分配方法：上記の条件に該当するものを(A)～(C)のグループに分け $A > B$ 、 $B : C = 2 : 1$ 以上の比率となるように分配した。

* 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 2 月 28 日の期間における出勤率を算出し、出勤率が 90% 以下の職員については、満額ではなく出勤率で算出する。なお、出勤率の計算は賞与支給の際と同様、遅刻・早退、育休、時短等も踏まえた値とする。

(A)：当法人での介護職員としての勤務が満 5 年経過かつ介護福祉士の資格を保有する者で
介護職員として勤務する者

(B)：(A) 以外の介護職員

(C)：介護職員以外の職員

(A)～(C)を雇用形態により、さらに①～③に分類した。

①：正職員および嘱託職員

②：雇用保険加入者の非常勤職員で週 30 時間以上の者

③：雇用保険加入者の非常勤職員で週 20～30 時間未満の者

* 非常勤職員については、令和 6 年 10 月からの賃金変更における昇給分に処遇改善加算金を含んでいるため、令和 6 年 4 月～9 月の 6 カ月分に該当する金額を分配している。

基準額：

A ①	240,000 円	A ②	20,000 円	A ③	15,000 円
B ①	75,000 円	B ②	15,000 円	B ③	7,500 円
C ①	35,000 円	C ②	10,000 円	C ③	5,000 円

その他

- ・下記の介護職員等処遇改善加算の対象外部署は支給対象外とする
ケアハウス、北部包括、相談センター、法人本部

令和7年度以降について

上述のとおり、令和6年6月より処遇改善加算は一本化され、処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ加算の3つに分かれていた加算が1つにまとめられました。令和6年度中は経過措置期間のため、旧特定処遇改善加算金としての見込み額を一時金として支払うことが認められていますが、次年度以降は毎月のベースアップとして処遇改善加算金を支払うことが求められております。非常勤職員の方においては令和6年10月より時給に含むという形で変更しているのですが、正職員の方についても、3月賞与という形での特定処遇改善加算金の分配は今年度までとし、次年度からは毎月の手当てという形での支給に変更いたします。その際、分配方法についても再考する予定となっております。

令和7年3月25日
社会福祉法人かずさ萬燈会
理事長 渡邊 元貴